

公布された規則のあらまし

◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和6年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第2条～第2条の5、第2条の8～第2条の11、第69条、別表第3、別表第5、別表第6関係）
- (2) 地方自治法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第93条、第120条、第198条関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和6年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第4条、第19条関係）
- (2) 売春防止法の改正に伴い、休業補償を行わない場合について必要な改正を行いました。（第6条の2関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和6年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第3条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県財産規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和6年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第20条、第20条の2、第21条、第23条、第35条、第36条、第74条、第82条、第85条、第120条、別表第5の2、別表第6、別表第7関係）
- (2) 事務引継書等の様式を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第9条の5、第80条、様式第4号、様式第11号、様式第25号、様式第35号（その1）、様式第38号（その2）、様式第38号の2、様式第39号の2（その1）、様式第39号の2（その2）、様式第42号、様式第43号、様式第44号の2（その2）、様式第46号、様式第48号～様式第52号、様式第55号、様式第55号の2、様式第58号～様式第60号、様式第62号の2、様式第62号の3、様式第64号関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

漁港漁場整備法の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県立自然公園条例施行規則
- (2) 静岡県自然環境保全条例施行規則

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県文化財保護条例施行規則及び静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

申請書等の様式を見直したことに伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県文化財保護条例施行規則
- (2) 静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第42条関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第3条関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要

な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由

児童福祉法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書の様式を改めました。（様式第1号関係）
- (2) 親子再統合支援事業開始届等の様式を定めました。（第15条の2～第15条の2の7、様式第15号の2の2～様式第15号の3関係）

3 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（題名、第1条～第3条、第5条、第6条、様式第1号、様式第2号関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する規則

1 制定の理由

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定めました。

2 内容

女性自立支援施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の女性自立支援施設の運営の基準について定めました。（第2条～第18条関係）

3 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇母体保護法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

母体保護法施行規則の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第4条、様式第8号、様式第9号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

身体障害者手帳の交付に関する事務について、個人番号を用いることとしたこと等に伴い、必要な改正を行いました。（第5条の2～第7条、様式第2号の2～様式第5号の2関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により、新たに知事の権限とされた事務の一部を保健所長に委任することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第1条、第2条関係）

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第1条関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県療育手帳交付規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

療育手帳の交付に関する事務について、個人番号を用いることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（様式第5号、様式第7号～様式第9号、様式第10号関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇病院等の人員及び施設の基準等に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

医療法施行規則の改正に伴い、病院の人員の基準について必要な改正を行いました。（第5条関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 制定の理由及び内容

児童福祉法等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県看護職員修学資金貸与規則
- (2) 静岡県看護職員特別修学資金貸与規則
- (3) 静岡県受動喫煙防止条例施行規則

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

難病の患者に対する医療等に関する法律の改正により、指定難病要支援者証明事業を行うこととしたことに伴い、必要な改正を行いました。（様式第4号関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇栄養士法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

栄養士法施行規則の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第4条、様式第6号～様式第9号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

令和6年度の組織改編に伴い、審理調整課を廃止するほか、必要な改正を行いました。（第4条、第5条関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県港湾管理規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 清水港日の出岸壁改良工事に伴い、必要な改正を行いました。（別表第1、別表第2関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県漁港管理規則等の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

漁港漁場整備法等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県漁港管理規則
- (2) 公有水面埋立法施行細則
- (3) 静岡県土採取等規制条例施行規則

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和6年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第3条関係）
- (2) 漁港漁場整備法の改正に伴い、引用している法律の題名を改めました。（第4条関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 地方自治法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第61条、第161条関係）
- (2) 分掌替引継書の様式を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（様式第74号関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。